

保護者様

中野区立上鷲宮小学校  
校長 堀 聡 明

## 学校感染症による出席停止のお知らせ

このたびのお子さまの病気は感染性のものですので、学校保健安全法に基づき感染予防上支障がないと医師に認められるまで『出席停止』の手続きが取られます。つきましては下記のとおり静養をお願いします。

### 記

○必ず医師の治療を受け、登校許可が出るまで静養してください。(なお、この期間は欠席扱いにはなりません。)

○医師の許可が出てはじめて登校する時は、うらの登校許可証に記入をしてお子さまに持たせてください。

\* 病院名・診療所名は、医療機関で証明を受けても保護者の方の記入でもどちらでもかまいません。

### 学校保健安全法施行規則第19条（出席停止の期間）

出席停止の期間の基準は、感染症の種類に従い次のとおりとする。ただし、病状により学校医その他医師においてその感染の予防上支障がないと認めた時はこの限りではない。

疾患名		出席停止の期間
第 1 種 感 染 症		治癒するまで
第 2 種 感 染 症	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日(幼児 3 日)経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5 日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで。
	麻疹 (はしか)	解熱した後三日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで。
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化 (かさぶた) するまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種 感 染 症	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢、嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能。
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能。
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態が良ければ登校可能。
	その他 ( )	

平成 年 月 日

中野区立上鷲宮小学校長様

年 組 児童名

---

保護者名



## 登 校 許 可 証

感染性疾患\_\_\_\_\_が治り、医師の許可が出ましたので本日より登校  
いたします。

出席停止の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日まで

診療を受けた病医院・診療所名

---

電話番号 ( )

---